

令和3年度 文化芸術による子供育成総合事業-巡回公演事業-実施日程変更等があった場合の対応について

※以下の内容を御確認の上、御対応いただけますようお願いいたします。

状況	対応事項	
	実施校	都道府県・政令指定都市 (都道府県等が指定する市区町村等の担当部局)
実施日予定の公演中止・日程変更	<p>実施校は、団体との調整ができ次第、至急、都道府県・政令指定都市、事務局へメール又はFAXにて御連絡ください。</p> <p>※変更後の日程が決まっていなくても、まずはその状況を共有</p>	<p>実施校より連絡がきた段階で、メール「TO又はCC」に事務局のアドレスが設定されていない場合は、至急、都道府県・政令指定都市より事務局宛にメール又はFAXにて御連絡ください。</p> <p>※変更後の日程が決まっていなくても、まずはその状況を共有</p> <p>※都道府県等で付加すべき情報がある場合は、別途事務局へ連絡</p>
前日又は当日の判断等急を要するとき	<p>団体と連絡調整・判断後、都道府県・政令指定都市、事務局へ連絡。</p> <p>※電話で第一報を入れた場合は、団体名(実施校名)やお日にちの聞き間違い等が生じないよう、改めて上担当部局、事務局へメール又はFAX(連絡履歴が残る方法)にて連絡</p> <p>※事務局連絡先(0570-064-203) 同内容を必ず都道府県・政令指定都市へ連絡</p>	<p>実施校に事務局への連絡有無を確認し、「未連絡」の場合、事務局まで至急ご連絡ください。</p> <p>※実施校名やお日にちの聞き間違い等が生じないよう、電話後、改めて事務局宛へメール又はFAX(連絡履歴が残る方法)にて連絡</p>

※実施校と都道府県・政令指定都市等の間に、都道府県等が指定する市区町村等の担当部局がある場合は経由してください。

確認・注意事項等

- ・地域により状況が急転することもございますので、実施校、団体間で必ず緊急連絡先を共有してください。  
また、実施にあたり懸念事項が生じた場合は、できる限り早い段階で団体へ御相談ください。
- ・公演中止や日程変更(実施日調整中も含む)が生じた場合の手続き内容は、「実施の手引き(実施校用)」(8ページ)に記載しています。

※以下、手引き抜粋参照

# 実施校用手引きより抜粋

(参考) 天災、インフルエンザの流行等により、やむを得ず延期する場合の手続き

天災等の非常事態発生

団体と連絡を取り、予定する日程での実施の可否  
及び必要な場合、延期又は中止の相談

延期

中止

延期・変更後の日程の  
調整ができた

延期・変更後の日程が  
現時点では決められない

■以下の内容をメール又はFAXで都道府県・政令指定都市、教育委員会・事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②団体名
- ③変更前の日程
- ④変更後の日程
- ⑤日程変更の理由

■以下の内容をメール又はFAXで都道府県・政令指定都市、教育委員会・事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②団体名
- ③変更前の日程
- ④日程変更の理由

■調整がつき次第、変更後の内容を御連絡ください。

■以下の内容をメール又はFAXで都道府県・政令指定都市、教育委員会・事務局へ御連絡ください。

- ①実施校名
- ②団体名
- ③中止となる日程
- ④中止の理由

都道府県・政令指定都市 教育委員会  
(または都道府県等が指定する市区町村等の担当部局)

事務局  
(株式会社近畿日本ツーリスト首都圏)

連絡・共有

文化庁

## 【日程変更・中止の連絡について】

公演の延期・変更、中止が決定した際には、都道府県・政令指定都市、教育委員会への連絡とともに事務局へもご連絡ください。メールにて連絡する場合は、宛先に都道府県・政令指定都市、教育委員会と併せて事務局(CCで可)をいれてください。